

## 協同農業普及事業の実施に関する方針（概要）

### 第1 基本的な考え方

本県協同農業普及事業の基本的な考え方を整理。

農業者の減少と高齢化、耕作放棄地の増加と農地の減少が進行するなどの状況を踏まえ、食糧供給力増強の観点から、引き続き、小規模零細・家族経営に頼る農業生産からビジネス経営体を核とした農業構造への転換を主な視点として再確認。

また、従来取組とあわせ、静岡県新総合計画に掲げる「食と農」の改革について推進に取り組む点を確認。

### 第2 普及指導活動の基本的な課題

普及指導活動の基本的な課題を、国の施策の展開方向を踏まえつつ、静岡県経済産業ビジョン（農業・農村編）の基本的考え方に沿って、「消費の創出と多彩な農産物の生産」、「農山村の再生と都市との交流促進」の2つの基本方向で整理。

「消費の創出と多彩な農産物の生産」では、（1）消費の創出、（2）生産力の強化を事業推進の視点とする。

ここでは、農業を生産力向上・品質維持といった生産サイドだけの産業として捉えるのではなく、加工・流通などの段階をビジネスの範疇として捉え、6次産業化やブランド化などを通じた消費の創出を図る。また、ビジネス経営体を核とした活力ある農業生産構造への転換を一層進めていくため、人材・生産基盤・技術の3要素について、一層の強化に努める。

「農山村の再生と都市との交流促進」では、（1）農山村の再生、（2）交流の促進を事業推進の視点とする。

ここでは、農山村を多彩な農産物の供給基地、豊かな自然ふれあい空間として、また、都市農山村交流ビジネスの受け皿として捉え、農山村環境の整備のほか活性化に向けた地域協働活動を推進する。また、魅力ある農山村づくりに向けて、都市と農山村地域における多様な交流事業の普及・啓発等に取り組み、これら地域におけるビジネス展開を支援する。

### 第3 普及指導員の配置に関する基本的事項

普及指導員の配置および将来にわたっての計画的な養成・確保に努める点について明記。

### 第4 普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

資質向上を図るべき資質と、その方法について明記。

普及指導員研修を資質向上の核として、地域、県域、国と、段階に応じて行うべき内容を再度、整理。また、従来同様に調査研究を有効に生かすことを明記。

## **第5 普及指導活動の方法に関する基本的事項**

効果的かつ効率的な普及指導活動を実施する観点から、活動の重点化、外部評価を活用した普及指導活動自体の改善、試験研究・研修教育機関等との連携、行政施策の有効活用等について明記。

## **第6 その他協同農業普及事業の運営に関する基本的事項**

新たなニーズに応じていく観点から、他の都道府県や他産業の支援機関など関係機関との連携について明記。